様式第４号（第６条関係）

　年　月　日

　様

　琴平町長

琴平町東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付決定通知書

　琴平町東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金実施要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　　円

振込予定日　　　　　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号（下３桁）：

　振込先口座名義：

（備考）

１　琴平町は、琴平町東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金実施要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に琴平町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・香川県起業等スタートアップ支援事業（地域課題解決型）実施要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

・申請日から３年以上５年以内に琴平町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　琴平町は、琴平町東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金実施要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。